

九州大学最高情報責任者等に関する規程

令和5年度九大規程第121号
制 定：令和6年3月29日

(趣旨)

第1条 この規程は、「独立行政法人等の業務・システム最適化実現方策」（平成17年6月29日各府省情報化統括責任者連絡会議決定）に基づき、九州大学（以下「本学」という。）の最高情報責任者（以下「CIO」という。）等に関して必要な事項を定めるものとする。

(最高情報責任者)

第2条 本学にCIOを置き、総長から指名された理事を充てる。

2 CIOは、情報戦略を立案するとともに、本学の情報システムに関する事項を統括し、もって本学の情報化を推進する。

(副最高情報責任者)

第3条 本学に副最高情報責任者（以下「副CIO」という。）を置き、CIOが指名又は委嘱する者をもって充てる。

2 副CIOは、CIOを補佐し、CIOに事故があるとき、又はCIOが欠けたときは、その職務を代行する。

(最高情報責任者補佐)

第4条 本学に最高情報責任者補佐（以下「CIO補佐」という。）を置き、CIOが指名又は委嘱する者をもって充てる。

2 CIO補佐は、副CIOを補佐する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。